

## 立山町デジタルリテラシー向上業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本業務は、町民のデジタル技術に関する理解促進及びデジタル技術の活用による生活の利便性向上を図り、誰一人取り残されないデジタル社会を実現するために、高齢者などデジタル技術に不慣れな方を対象とした、スマホ教室や、スマホアプリの活用等講座を開催し、町民のデジタルリテラシーを向上させることを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

立山町デジタルリテラシー向上業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

「立山町デジタルリテラシー向上業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

#### (4) 委託料上限額

1,664,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3. 委託契約の方法

#### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

#### (2) 契約候補者の選定

企画提案書を募集し、その内容について書類審査を行い、受託候補者を選定する。なお、書類審査で同点の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア. 評価点は、採点者の合計点数をもって全体の評価点とする。評価点が最も高く、技術的に最適な者を受託候補者として選定する。

イ. 参加申込者が1者の場合であっても書類審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められるときは、その事業者を受託候補者とする。

#### 4. スケジュール (予定)

項目	日程
公募実施要領の公表	令和5年7月19日(水)
プロポーザル参加申込書・質問書 提出締切日	令和5年7月26日(水)
質問に対する回答日	令和5年7月28日(金)
企画提案書の提出締切日	令和5年8月4日(金)
書類審査日	令和5年8月上旬
プレゼンテーション・ヒアリング ※書類審査で同点の場合のみ実施	令和5年8月上旬
審査結果通知・公表	令和5年8月中旬
業務委託契約の締結	令和5年8月中旬

※上記日程は現時点での予定であり、変更する場合がある。

#### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立てをしていない者及びその開始が決定されていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当していないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 本町及び富山県の指名停止措置を受けていないこと。

#### 6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出すること。

##### (1) 提出方法

電子メール

##### (2) 提出先

立山町教育委員会教育課(「11. 提出・問合せ先」を参照)

- (3) 提出期限  
令和5年7月26日(水)午後5時(必着)  
送信後に立山町教育委員会(「11. 提出・問合せ先」を参照)へ電話連絡すること。
- (4) その他  
本プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和5年8月3日(木)午後5時までに辞退届(様式第5号)を提出すること。

## 7. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合には、質問書(様式第2号)を提出すること。なお、電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

- (1) 提出方法  
電子メール
- (2) 提出先  
立山町教育委員会教育課(「11. 提出・問合せ先」を参照)
- (3) 提出期限  
令和5年7月26日(水)午後5時(必着)
- (4) 回答  
受け付けた質問に対する回答は、令和5年7月28日(金)までに立山町ホームページに掲載する。
- (5) その他  
以下の質問については、受け付けない。
  - ア. 他の応募者に関する質問
  - イ. 審査員に関する質問
  - ウ. その他、本プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

## 8. 企画提案書の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年8月4日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出書類  
以下アからエの順に綴じ、正本1部、副本3部を提出すること。
  - ア. 企画提案書(任意様式)
    - ・仕様書を踏まえ、業務の具体的な内容について企画提案すること。
    - ・用紙サイズはA4版3枚以内とし、文字サイズは12ポイント以上とすること。

- イ. 会社概要書（様式第3号）
- ウ. 業務実績調書（様式第4号）
- エ. 見積書（任意様式）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留や配達記録等追跡記録ができる手段によること。

(4) 提出先

立山町教育委員会教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）

(5) その他

- ア. 提案は、参加者1社につき1案とする。
- イ. 次に掲げる場合については提案を無効とする。
  - ・ 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合  
なお、参加者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
  - ・ 審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
  - ・ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
  - ・ 提出書類に不備、未記入又は虚偽の記載がある場合
  - ・ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- ウ. 本プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は参加者負担とし、提出された企画提案書は返却しない。
- エ. 提出期限後の提出書類の追加、修正及び変更は認めない。
- オ. 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

## 9. 審査委員会

参加申込者からの企画提案書を審査・協議し、本業務の受託候補者として最も適切な1者を選定するため、立山町デジタルリテラシー向上業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(1) 書類審査

ア. 審査の概要

(ア) 提出された企画提案書等を審査し、評価点を付ける。

(イ) 審査に際し不明な点が生じた場合は、個別に質問を行うことがある。

(ウ) 審査は非公開とする。

イ. 審査結果の通知

(ア) 審査の結果は、審査終了後に参加者全員に書面により通知する。

(イ) 審査内容等については非公開とし、審査結果等に関する質疑には一切応じないものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング ※詳細は該当者のみに通知する。

ア. 日時 令和5年8月上旬(予定)

イ. 場所 立山町役場内 会議室

ウ. 使用機材 プロジェクター、スクリーンは本町が準備する。  
パソコン等の必要機材は提案者が用意すること。

エ. 時間配分 プレゼンテーション 10分以内

質疑応答 10分程度

オ. 参加人数 3名以内とする。

本業務に配置されるプロジェクト管理者(プロジェクトの実質的な責任者)は必ず参加すること。

カ. プレゼンテーション及び審査委員会は非公開により行う。

キ. 企画提案書に記載の無い提案については、プレゼンテーションを行わないこと。

ク. プレゼンテーション及び質疑応答により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 審査委員会事務局の設置

本プロポーザルの期間中、審査委員会事務局は次のとおりとする。

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町教育委員会教育課生涯学習係

TEL 076-462-9982(直通) FAX 076-463-1923

E-mail [kyouiku@town.tateyama.lg.jp](mailto:kyouiku@town.tateyama.lg.jp)

(4) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

## 10. その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。

(2) 提出書類の様式は、立山町ホームページ(<https://www.town.tateyama.toyama.jp>)からダウンロードすること。

(3) 本業務の受注者の選定作業に必要な範囲において、企画提案書の複製を

作成することがある。

- (4) 企画提案書に関する著作権は、立山町に帰属する。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、企画提案書を公開することがある。
- (6) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

## 11. 提出・問合せ先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町教育委員会教育課生涯学習係

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで（土日・祝日を除く。）

TEL：076-462-9982（直通） / メール：kyouiku@town.tateyama.lg.jp